# 資料 8

建築・都市整備・道路委員会平成 29 年 12 月 11 日道 路 局

# 自転車駐車場の附置義務条例について

#### 1 概要

平成28年6月に策定した「横浜市自転車総合計画」に基づき、駐輪需要を発生させる施設(以下、「集客施設」という。)及び共同住宅等を新築又は増築する場合に、自転車駐車場(以下、「駐輪場」という。)の附置を義務付ける条例案を検討しています。

#### 2 制度の詳細

#### (1) 指定区域

条例の適用範囲は市街化区域とします。

#### (2) 対象となる集客施設の用途等

施設の用途	施設の規模	駐輪場の規模
小売店舗、飲食店・カラオケボ		
ックス等、レンタルビデオ店、	施設面積 400 ㎡以上	施設面積 20 ㎡ごと
劇場、病院・診療所、銀行、郵	のもの	に1台
便局、官公署等		
遊技場、学習施設	施設面積 300 ㎡以上	施設面積 15 ㎡ごと
	のもの	に1台
スポーツ施設	施設面積 500 ㎡以上	施設面積 25 ㎡ごと
	のもの	に1台

#### (3) 駐輪場の設置場所

敷地内又は敷地からおおむね50m以内の場所とします。

#### (4) 大規模施設の緩和規定

施設の用途により若干異なりますが、施設面積が 1,000 ㎡を超え 5,000 ㎡までの部分は駐輪台数を 5 分の 1 とすることや、5,000 ㎡を超える部分は算定しない等の規定を設けます。

#### (5) 特定商業地域における大規模施設の緩和規定

容積率が 600%以上の商業地域(以下、「特定商業地域」という。) においては 1,000 ㎡を超える部分について、駐輪台数を 4 分の 3 に緩和する規定を設けます。

### (6) 対象となる共同住宅等

施設の種類	施設の規模	駐輪場の規模
共同住宅 (ファミリー)	住戸の総数が 10 戸以上	住戸1戸ごとに1台
共同住宅 (ワンルーム)	のもの	住戸1戸ごとに 0.5 台

## (7) 条例の適用がない施設

既存施設や小規模施設は駐輪場の設置を努力義務とします。

#### (8) 罰則

罰則の対象	罰金額	
命令違反	50 万円以下の罰金	
報告・資料提出をしない		
虚偽の報告・資料提出	20 万円以下の罰金	
検査拒否・忌避		
駐輪場設置の届出をしない	10 万円以下の罰金	
虚偽の駐輪場設置の届出		

### (9) 経過措置

条例施行日から一定期間内に建築確認申請または計画通知を行い、かつ一定期間内に工事に着手した場合は、駐輪場の設置を義務付けません。

#### 3 今後の予定

本委員会報告後、市民意見の募集及び業界団体等への説明を行ったうえで、できるだけ早期に議案として上程し、ご審議いただく予定です。